

第四回國會 人事委員會 會議錄 第九号

昭和二十三年十二月十四日(火曜日)

午後二時十九分開議

出席委員

委員長 角田 幸吉君

理事 根本龍太郎君 理事 赤松 勇君

理事 生悦住貞太郎君 理事 館 俊三君

中山 マサ君 平島 良一君

菊川 忠雄君 島上善五郎君

前田 種男君 松澤 兼人君

長野重右門君 平川 篤雄君

水野 實郎君 徳田 球一君

出席政府委員

人事官 山下 興家君

人事院事務局長 佐藤 朝生君

人事院事務局長 岡部 史郎君

法制部長 佐藤 達夫君

法制長官 佐藤 達夫君

委員外の出席者

参議院人事委員長 中井 光次君

参議院人事委員長 安倍 三郎君

専門員 安倍 三郎君

本日會議に付した事件

國家公務員法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第四号)(参議院送付)

○角田委員長 これより開会いたします。

一昨十二日本委員会に付託されました参議院提出及び送付にかかる國家公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際一言申し上げておきたいと思ひますが、今日特に出席を煩わしました参議院議員中井光次君は、本案の発議者でありますと同時に、参議院人事

第一類第二号 人事委員會會議錄 第九号 昭和二十三年十二月十四日

委員長でありますから、國會法第六十條の規定、すなわち「各議院が提出した議案については、その委員長(その代理者を含む)又は發議者は、他の議院において、提案の理由を説明することとができる。」という規定に従ひまして、中井君より本案提出理由の説明をお願いすることにいたします。参議院人事委員長中井光次君。

國家公務員法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十三年十二月十二日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 松岡駒吉殿
國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十三年十二月十二日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 松岡駒吉殿
國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十三年十二月十二日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 松岡駒吉殿
國家公務員法の一部を改正する法律案

第十三 連合國軍の需要に應じ、連合國軍のために勞務に服する者
第十四 人事院が指定する公團の職員(但し、本号は、昭和二十四年三月三十一日限りその効力を失ふ)

第五條第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次繰り上げる。
第八條第一項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同條第五項を削る。
第九條中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下順次繰り上げる。

第一百九條中「第九條第一号、第三号より第五号まで及び第十三号」を「第九條第二号より第四号まで及び第十二号」に改める。
附則第二條第六項中「第五條第一項、第三号乃至第五項」を「第五條第一項乃至第四項」に改める。
附則第三條中「第五條第六項」を「第五條第五項」に改める。
第二次改正法律附則
この法律は、公布の日から施行する。

○中井参議院人事委員長 ただいま議題となりました國家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
本案は、参議院人事委員會の全員の發議になつておる案でございます。この改正の内容について御説明を申し上げます。

まず第一点は、前回の本法の改正で、一般職とせられておりました、人事院の指定する公團の職員及びいわゆる進駐軍の勞務者を、特別職といたしましたこととあります。すなわち公團の職員につきましては、その身分は、官吏その他の職員とすることとなつております。その中には、元來民間の企業、たとえば食糧、肥料及び酒類等の配給に従事しておりましたものが、公團の設立によりまして、當然公務員たる身分を持つものとされたいきまつから考えましても、またその勤務の内容からいたしまして、これを他の公務

員と同様に取扱ひますことは適當でない。人事院の指定した公團職員は、特別職とすべきものと考へられるのであります。またいわゆる進駐軍勞務者に関しましても、その雇傭關係の特殊性から、特別職とすべきものと考へるのであります。

改正の第二点は、人事官の任命に於いての手続を慎重にいたしました点であります。すなわち、御承知のごとく現行第五條によりまして、内閣が人事官を任命することとなつておるのであります。が、この場合、もし衆議院が同意して、参議院が同意しない場合には、憲法第六十七條第二項の例によりまして、衆議院の同意をもつて両議院の同意とすることとなつておるのであります。しかしながら総理大臣の指名の場合と異りまして、政治的な要素を含まない問題であり、また人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と、成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者であることを要件としておられます。人事官の権限の重要さから考へましても、いやくも両議院のうち、いずれかの一院が同意をしない者を任命することは、妥当ではないと考へられますので、第五條第二項を削除することとしたのであります。

改正の第三点は、不適当な罰則の削除であります。すなわち公務員法第九條第一号によりまして、さきに述べましたような資格を有しない人事官の任命に同意をした閣員はすべて一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処せられることになつております。が、人事官の任命につきましては、両議院の同意も必要なこととあります。またもしこのような処罰が行われました場合には、そのために内閣が一挙にして消失するという結果ともなり得るので、本号を削除いたしましたのであります。

以上が、本改正法律案の骨子であり、その理由であります。が、いづれも最も緊要なる最小限度の改正点であり、御賛成をお願い申し上げたいと存する次第であります。

○角田委員長 赤松君より發言を求められております。この際これを許します。赤松君。

○赤松君 ただいま議題となつております國家公務員法一部改正に関する法律案につきまして、議事進行上、質疑、討論を省略しまして、ただちに採決せられんことを希望いたします。

○角田委員長 討論だけは簡單にした方がよいと思ひます。質疑はする必要はありませんけれども、やつぱり賛成するところがありますから、討論だけは簡單にやつて、採決にはいつてもいいかと思ひます。

○角田委員長 これはそうなまつたらいいかと思ひます。

「異議なし」「了解々々」と呼ぶ者あり

○角田委員 それでは、これより討論に移ります。根本君。

○根本委員 たいま修正案が提出したが、いずれもつもの條項もありますが、特にそのうちわれ／＼として賛成しかねるの項があります。それは第五條第二項であります。これは御承知のように、兩院制度のうち衆議院の優越性を規定したところの法律であり、なおまた御承知のように最高裁判所長官、あるいは会計検査官の任命についても同様な條項が適用されておるのであります。しかも最高裁判所長官並びに会計検査官も、すべてこれまた人格高潔にして、政治的な影響のないという人を選んでおる次第であります。その意味からしまして、この條項を人事官について、第五條第二項を削除するということになりますると、同じような意味において、最高裁判所長官並びに会計検査官の任命についても、同様な修正をしなければならぬ、こういう結果になりますので、この第五條第二項を除いて、他は賛成の意を表するものであります。

○角田委員 徳田君。

○徳田委員 この改正の主要点は第一点にあると考えるのです。すなわち進駐軍の關係の勞務者並びに公團の職業員諸君を特別職にするという事は、これはあたりまえである。これはぜひやらなければならぬ。非常に重要であります。であるから、われ／＼として、これがただちに効果あらしめた。そうすると、この第二点と第三点は、われ／＼として不賛成であるけれども、これを不賛成にしますと、や

つぱりいろ／＼な故障が起る。だからしばらく小さいところはのんでおこう。將來この毒は排除すべきであると思ひますけれども、この際毒をのんでおいて、何ら反対を言わずに、ひとつ一掃賛成したいと思ふ次第であります。

○前田(種)委員 私も討論するつもりではなかつたのでありますが、賛否の意見が一部出ておりますので、私は全面的に参議院送付案であるところの本案に賛成したいと思ひます。その理由を、日本社会党の立場から一應明らかにしておきたいと思ひます。これは、去る十一月三十日、第三國會の最終日に、國家公務員法の一部改正法律案が通過いたしました。わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかでございまして、私どもは、今日の情勢下に、わが党が掲げておりましたところの修正案が一番妥当であるという信念を、今なお持つておるわけでありまして、しかしこれは國會の少数意見として葬られましたので、すでに國家公務員法の改正法律案は今日施行されておるのでございませう。われ／＼は今日施行されておりますところの國家公務員法は、必ず次の國會にはわが党の修正案を中心とするところの條項まで改正しなければならぬという、堅い信念を持つて今後戦つて行きたいと覚悟しておるものでございませう。今日提案されておりますところの一部修正の問題は、われ／＼の基本的な方針から行きますならば、階段の第一歩を踏みよるといふ條項であらうと私は考へます。その一歩々々をわれわれの線に近づくように改正して行きたいという精神から、この法案に賛

成したいと思ひます。特に民主自由党の根本君の方から、五條第二項の削除の問題について反対の意思表示があつたのでございませうが、私はこれは総理大臣、その他の選挙の場合と違ひますので、私は参議院の理由をそのまま承認して、本案に全面的に賛成の意思を明確にしておく次第でございませう。

○角田委員 高橋君。

○高橋(誠)委員 私は民主党を代表いたしまして、この改正案に賛成いたすものであります。連合國軍の需要に應じ連合國軍のために勞務に服する者、及び人事院が指定する公團の職員を特別職にすべきであるということについては、第三國會において國家公務員法の改正が行われましたときに、私どもは当委員会においてその点を主張いたして参つたところであります。これに對しましては、全幅の賛意を表する次第であります。第五條第二項を削るといふ点につきましては、若干の異論もあるところではありますけれども、参議院側の提案の御趣旨等を伺いますと、一應了解せらるるのでありまして、これに對しましては結局賛成の意見を申し述べた次第であります。第百九條中第一号を削るといふ点につきましても、これはやはり第三國會における人事委員会において、やはりこうあるべきではないかという意味において、種々政府当局と質疑應答が行われたような点をごらんくださいれば、私どもがいかなる考へを持つたかということが十分うかがえるのでありまして、それはやはり本改正案と同じ内容を持つものであるであります。すなわち私はこの第百九條第一号を削るといふ点についてはやはり賛成いたすもので

あります。その他の点につきましても、これら四点の改正に伴うところの法條の整理にすぎないのでありますから、要するにこの國家公務員法の一部を改正する法律案につきましては、全面的に賛意を表する次第であります。

○角田委員 水野君。

○水野委員 私は社会革新党を代表いたしまして、本改正案に對します賛成の意見を述べたものであります。第三國會におきまして、すでに相当数の論議の中心になつておつた点が多いのであります。第五條の第二項は、まさしく私どもの意見からいたしますと、いささか不満な点があるのです。しかしながら今第二條の問題でありまする進駐軍の關係の勞務者及び公團の公務員等が、このままの形で置かれるという事は、われ／＼は忍びないものがあるものであります。まして今後第五條第二項の問題をわれ／＼がここで反対をいたしますれば、また参議院との間に兩院協議会という問題が起つて、またこの問題が山へ上つてしまつたらう。私どもはこの公團及び進駐軍關係の勞務者の特別職へはいるというこの問題のために、涙をふるつて全面的に本案に賛成の意を表する次第であります。

○角田委員 館君。

○館委員 私は農民党を代表いたしまして、この提案に賛成をいたします。但し今社連の代表者が言われたごとく、また共産党の代表者が言われたごとく、第五條第二項というものについては多少の保留をする氣持を持つておるのであります。殊に私たちが一院制ということを中心としておる建前から、殊にこれを一時保留したいという氣

持を持つておりますが、何しろ第二項の進駐軍勞務者に關係した提案、及び公團に關係した提案については、全面的に賛成をしなければならぬのが現状でありまして、この夏マツカーサーの勅告に基いて政令第二百一十号という連憲政令が公布されました時分に、進駐軍勞務者その他公團に對してもこれを適用しておつたという形が、現場において現われておるのであります。しかも八月の臨時の労働委員會の内容といたしまして、これを公務員と見るか見ないかということについて、政府自身も疑義を持つておるのであるというやうな内輪話を、労働委員會の秘密懇談会において漏らされておるのであります。私たちが自身もこういふ純粹勞務者であるところの進駐軍の要員、これが二通りにわかれておりますが、事務系統と勞務系統とありますが、この區別も事務系統の中にも勞務系統の者が含まれており、勞務系統の中にも事務系統が含まれておるといふ、混雜した勞役に從事しておつて、全体的に見て、ほんとうのただの勞務者である者にこれを適用して、二百一十号の拘束を現実現場においてやつておつた。しかも政府に疑義があつたということがありながら、そのまま改正公務員法の中に形が織り込まれておつたということとは、非常に残念だと私は思つております。政府はそういう疑義がありながら、その疑義を解決して、公務員法を適用すべきものなりとして、あの公務員法の中にはいつておつたとするならば、私は公務員法改正提案が非常に重要なものではないかと思つておるのであります。ここにこれを特別職として扱ふという事は、もうすでに當然な

ことだと思っております。本提案の五
條三項については追つて考えたいと思
いますけれども、そういう意味におい
て、今の社革の方が申されたごとく、
さらに両院協議会を開くということ
は、この現実の労働者の窮状を向うへ
押しやることになるのでありまして、
そういう意味からこれを全面的に賛成
をしておきたいと思ひます。

○角田委員長 平川君。

○平川委員 國民協同党を代表いたし
まして、簡単に賛意を表します。この
修正案の第五條を除きましたほかのも
のは、かつて國家公務員法の改正をい
たします際に、三派の共同修正案の中
に盛り込まれておられるものと記憶いた
しております。また参議院におきまし
て、わが國民協同党員の團體でありま
すところの新政クラブから出されまし
た、われわれの党の修正案と、まತ್ತた
く同じでございます。そのうちの一
部でございます。従つてこの五條を除
きますものにつきましては、すでに意
見は、前國會において大島委員等から
述べられておりますので、いままら附
言をいたすつもりはございません、賛
成でございます。五案につきまして
は、これは私も多少の異論を抱いてお
りますが、この際賛成の意を表してお
きたいと思ひます。ただこの國家公務
員法の修正にあたりまして、すべてこ
れらの條項がわれわれ考へておつたも
ののだとは言ひませんが、私どもが考へ
ておつたその他の重要な部面が、実は
これに加わつておらないのでありま
す。たとえば第二條の修正にいたしま
しても、私どもはもつとこれに加える
ところのものは必要をいたしておりま
すし、その他の條文の中にも修正を加

えたいものが多々あるのでございま
す。その点をできるだけ早い機会に修
正をいたしたいという氣持を附加いた
しまして、この修正案に賛成をいたし
たいと思ひます。

○角田委員長 これにて討論は終結い
たしましたが、暫時休憩いたしまし
て、採決の方法についてちよつと相談
いたします。

午後二時四十一分休憩

午後二時四十二分開議

○角田委員長 引き続き採決を行いま
す。本案は原案通り可決するに御異議
ありませんか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本案は原案通り可決いたし
ました。

この際おはかりいたします。衆議院
規則第八十六條によります本案に関
する委員会報告書は、先例によりまし
て、委員長及び理事に御一任を願ひた
いと思ひますが、御異議ありません
か。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

○角田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長及び理事に御一任
を願ひたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

昭和二十四年二月一日印刷

昭和二十四年二月二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局